

**(19) 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額申告に関する相談**

**【内容】**

住宅のバリアフリー改修工事を行った際に固定資産税の減額を受けるために必要な手続きの相談ができます。

**【持ち物】**

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書類

**【担当課】**

市民生活部 資産税課

電話：072-841-1361